



目 次	ページ
告 示	
○告示(令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正(漁業管理課)	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令(")	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示(治山林道課)	1
○国土調査の成果の認証(用地対策課)	1
○道路の区域変更(道 路 課)	2
○道路の供用開始(")	2
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正(会計管理課)	3
公 告	
○令和4年度高知県家畜人工授精等講習会の実施(畜産振興課)	3
○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)	3

告 示

高知県告示第614号の2
 令和4年3月高知県告示第425号(令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。
 令和4年6月29日(揭示済)
 高知県知事 濱田 省司

2の(1)中「9.651トン」を「9.997トン」に改め、2の(4)中「2.021トン」を「1.675トン」に改める。
 3の(3)中「4.5トン」を「6.315トン」に改め、3の(4)中「0.4トン」を「0トン」に改め、3の(5)中「0.6トン」を「0トン」に改め、3の(6)中「0.8トン」を「0トン」に改める。

高知県告示第614号の3
 くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和4年7月から同年9月まで)の数量を超えるおそれが著しく大きいため、

同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年7月1日から同年9月30日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。
 令和4年6月29日(揭示済)
 高知県知事 濱田 省司

高知県告示第627号
 令和4年5月農林水産省告示第855号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
 令和4年7月8日
 高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡十和村津賀155番地
 イ 氏名
 平野 敏孝

(2)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡昭和村四手294番地
 イ 氏名
 谷本 数馬

(3)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡昭和村四手277番地
 イ 氏名
 林 糸野

(4)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡十川村川口50番屋敷
 イ 氏名
 芝 忠太郎

(5)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡十川村川口56番地
 イ 氏名
 芝 伊勢雄

(6)ア 登記簿記載の住所
 住所なし
 イ 氏名
 林 勘太郎

(7)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡十川村川口46番屋敷
 イ 氏名
 林 六之助

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月農林水産省告示第362号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第628号
 安芸市下山、大井及び安芸ノ川の各一部地区、南国市桑ノ川及び大改野の各一部地区、須崎市鍛冶町、原町一丁目及び原町二丁目地区、土佐清水市斧積、上野及び三崎の各一部地区、四万十市勝間、間崎、津蔵淵及び名鹿の各一部地区、土佐郡土佐町境の一部地区、吾川郡いの町神谷、小川縦ノ木山及び成山の各一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区、高岡郡四万十町折合の一部地区、幡多郡大月町芳ノ澤及び大浦の各一部地区並びに幡多郡黒潮町浮鞭の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 令和4年7月8日
 高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

(1) 安芸市
 (2) 南国市
 (3) 須崎市
 (4) 土佐清水市
 (5) 四万十市
 (6) 土佐町
 (7) いの町
 (8) 中土佐町
 (9) 四万十町
 (10) 大月町
 (11) 黒潮町

2 調査を行った地域及び時期

(1) 安芸市下山、大井及び安芸ノ川の各一部
 平成30年度から令和2年度まで

(2) 南国市桑ノ川及び大改野の各一部
 令和元年度及び令和2年度

(3) 須崎市鍛冶町、原町一丁目及び原町二丁目
 平成30年度から令和2年度まで

(4) 土佐清水市斧積、上野及び三崎の各一部
 令和元年度及び令和2年度

(5) 四万十市勝間、間崎、津蔵淵及び名鹿の各一部
 令和元年度及び令和2年度

(6) 土佐郡土佐町境の一部
 平成28年度及び平成29年度

(7) 吾川郡いの町神谷、小川縦ノ木山及び成山の各一部
 令和元年度及び令和2年度

- (8) 高岡郡中土佐町久礼の一部
令和元年度及び令和2年度
- (9) 高岡郡四万十町折合の一部
平成30年度から令和2年度まで
- (10) 幡多郡大月町芳ノ澤及び大浦の各一部
令和元年度及び令和2年度
- (11) 幡多郡黒潮町浮糠の一部
平成24年度から平成26年度まで

3 成果の名称

- (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (2) 南国市地籍図及び地籍簿
- (3) 須崎市地籍図及び地籍簿
- (4) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
- (5) 四万十市地籍図及び地籍簿
- (6) 土佐町地籍図及び地籍簿
- (7) いの町地籍図及び地籍簿
- (8) 中土佐町地籍図及び地籍簿
- (9) 四万十町地籍図及び地籍簿
- (10) 大月町地籍図及び地籍簿
- (11) 黒潮町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和4年7月8日

高知県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年7月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町別所字 キタテラ109番1	前	10.8	7
		12.1	
	後	12.1	7
		13.6	

高知県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年7月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町春遠字川原田 1062番1地先から 幡多郡大月町春遠字川原田 1059番1地先まで	193	令和4年7月8日

高知県告示第631号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和4年7月11日から施行する。

令和4年7月8日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	〃	野市	香南市	平成21年6月8日	」
を					
「	〃	野市	南国市	平成21年6月8日	」

に改める。

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和4年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

令和4年7月8日

高知県知事 濱田 省司

- 講習会の実施期間
令和4年8月3日（水）から同月31日（水）まで
- 講習会の実施場所
高岡郡佐川町中組1247
高知県畜産試験場
- 講習会の種類及び対象となる家畜の種類
家畜人工授精に関する講習会
牛
- 講習会の受講手続
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添えて、令和4年7月22日（金）までに住所地为管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 講習会の定員
15名程度
なお、講習会を受講する者は、県内居住の希望者を優先する。また、講習会を受講する者について事前に選考を行うことがある。
- 講習会に係る費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。
- その他
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和4年7月8日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年3月29日	（第2工区）	高岡郡四万十町古

3 高都計第596号	高岡郡四万十町東大 奈路字源太夫谷519 番地ほか14筆	市町11番24号 株式会社生田エン タプライズ 代表 取締役 生田 政 嗣
------------	------------------------------------	---